

# 施設利用に係る申請書様式変更のお知らせ

令和4年4月1日より、施設予約システム利用登録時に使用する『港区施設予約システム利用登録申請書』の様式及び青山いきいきプラザ体育館の利用登録時に使用する『団体登録申請書』が変更になります。

## 様式が変更となる申請書

- ・『港区施設予約システム利用登録申請書※1』

※1 施設予約システムの利用登録に使用する全施設共通の様式です。

- ・『港区立いきいきプラザ体育館団体登録申請書※2』

※2 青山いきいきプラザ体育館の団体登録申請書です。この申請書は、「港区施設予約システム利用登録申請書」を兼ねます。

※現在、各施設の窓口等で配布している申請書は、令和4年3月31日(木)までご使用いただくことができます。(これ以降はご使用いただくことができなくなりますのでご注意ください。)

※ 令和4年4月1日(金)以降に登録手続きをされる場合は、令和4年4月1日(金)以降に、変更後の新様式で手続きをお願いします。

芝地区いきいきプラザ